



I

後期基本計画の 方針等

第1章 計画の基本的な方針

本市は、輝ける本市の未来に向けたまちづくりの指針として、平成23年3月に「第6次尾花沢市総合振興計画」（平成23年度～32年度）を策定しました。

本計画は、まちの将来像を“夢かがやき 絆でむすぶ 元気創造のまち 尾花沢”とし、雪深い風土の中で育まれてきた地域の「絆」をもとに、市民と行政が連携し、多様な活動の中で「元気」を「創造」しながら、豊かな未来に向けてはばたく、「夢」と愛着の持てる尾花沢市を目指したものです。

また、この将来像を掲げた基本構想に基づき、5ヶ年の基本計画（平成23年度～27年度）を策定し、7つの基本目標に沿った各種施策を展開してきました。

この間も人口は減少を続け、少子高齢化も進み、平成27年の高齢化率は35.6%まで上昇しています。

そして今回、基本計画5ヶ年の見直し時期を迎えたことに伴い、本市を取り巻く状況の変化や過去5ヶ年の施策の進捗状況を踏まえつつ、基本構想に掲げる本市の将来像の実現を目指し、次の5ヶ年の基本計画（後期基本計画）の策定を行うものです。

なお、平成26年11月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成72（2060）年に1億人程度の人口を維持することを目標とする「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」、それを実現するための5ヶ年計画として同法第8条に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定されました。

本市は、この法律や政府の取組みに対応すべく、人口減少の歯止めと将来の発展・繁栄を目指す「尾花沢市総合戦略」（平成27年度～31年度）を策定したことから、後期基本計画は、総合戦略と一体となって、喫緊の課題である人口減少問題に対応し、『夢かがやき 絆でむすぶ 元気創造のまち 尾花沢』の実現を目指します。

第2章 計画の位置づけ

2-1. 「基本構想」「基本計画」「実施計画」

「第6次尾花沢市総合振興計画」は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されており、今回は「基本計画」の見直しとなります。

それぞれの内容と計画期間は次のとおりです。

① 基本構想

基本構想は、市の特性や市民の意向、時代の潮流等を総合的に勘案し、市が目指す将来像と、それを実現するための基本目標等を示すものです。

計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間です。

② 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、今後取り組むべき主要施策などを行政の各分野にわたって体系的に定めるものです。

計画期間は、平成23年度から平成27年度までを前期基本計画、平成28年度から平成32年度までを後期基本計画として策定し、前期基本計画終了年に点検・評価し、後期基本計画の策定に向けた見直しを行うものです。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画に示した主要施策に基づき、具体的に実施する事業を定めるものであり、事業の優先順位や具体的な事業内容を示すことにより、予算編成の指針となるものです。

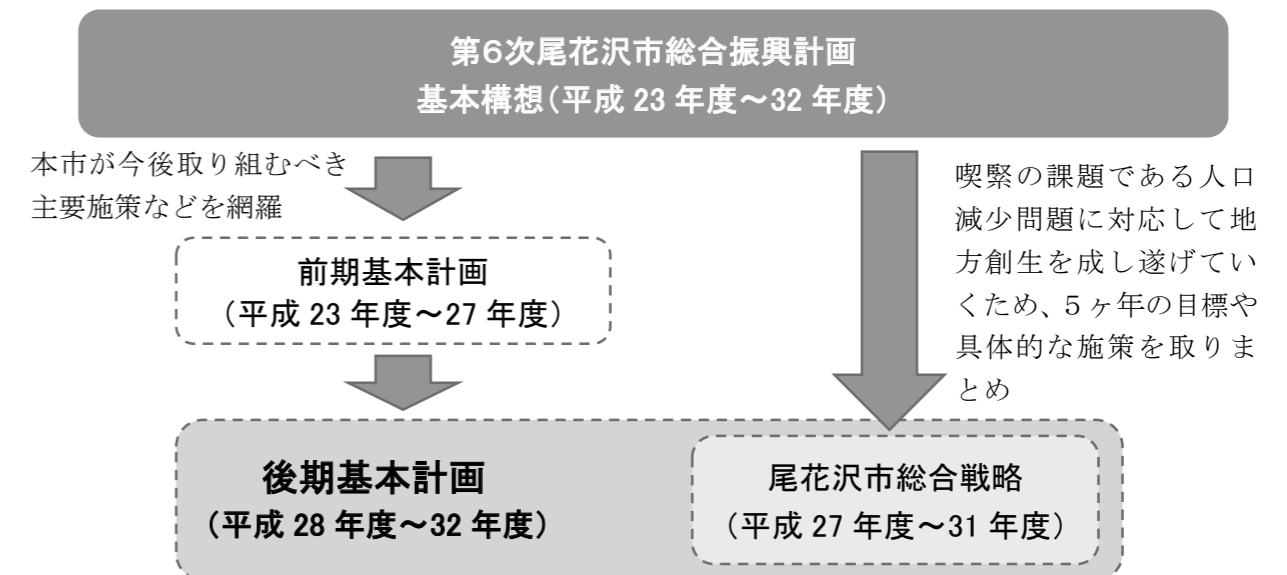
計画期間は、3年間として策定し、ローリング方式（毎年度見直す方式）により、本計画の進行管理を行っています。

2-2. 「尾花沢市総合戦略」との関係

「尾花沢市総合戦略」（平成27年度～31年度）は、喫緊の課題である人口減少問題に対応して地方創生を成し遂げていくため、今後目指すべき本市の将来の方向と人口の将来展望を提示した「尾花沢市人口ビジョン」に基づき、5ヶ年の目標や具体的な施策をまとめたものです。

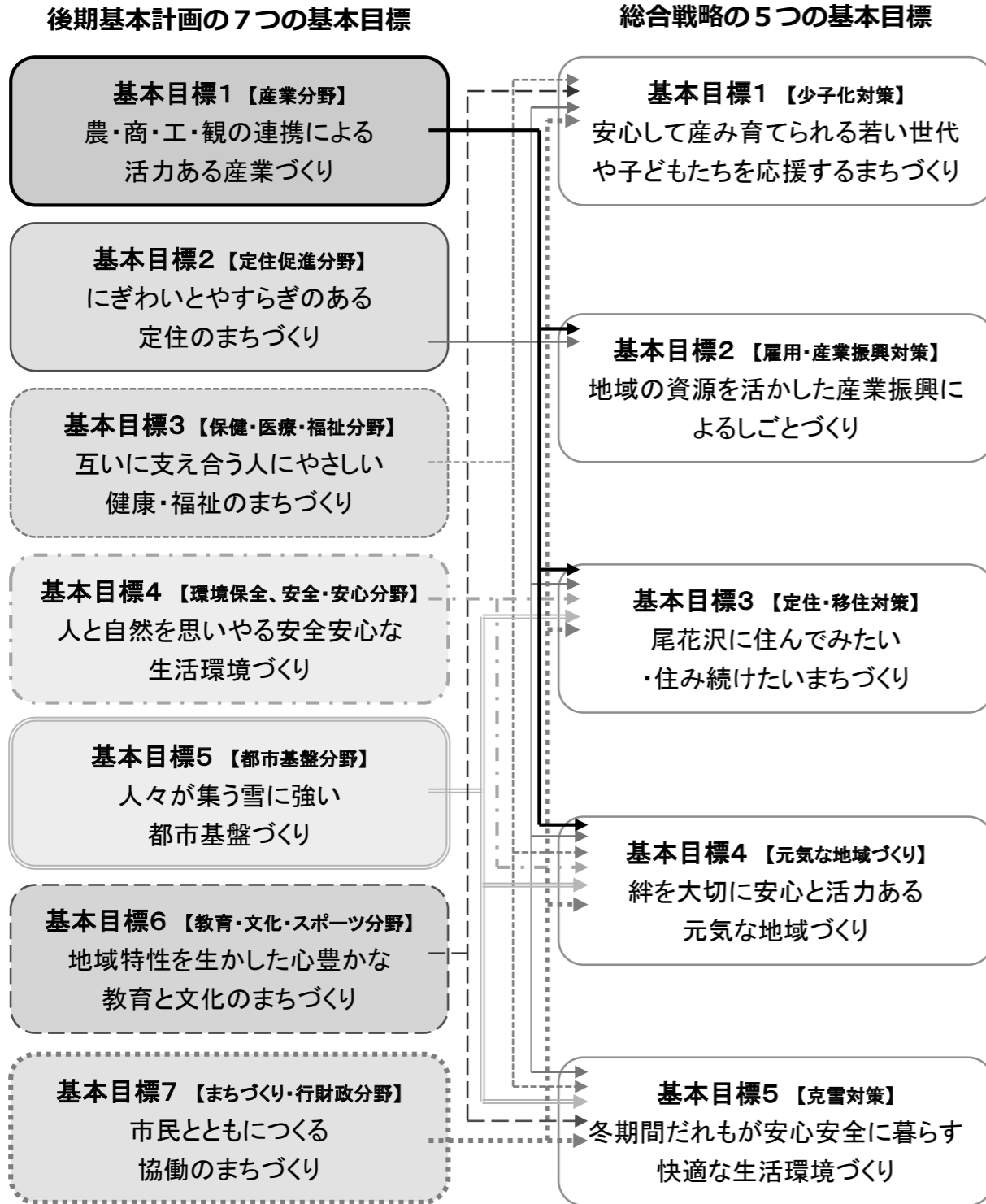
また、総合戦略は、本市のまちづくりの最上位計画である「第6次尾花沢市総合振興計画」との整合を確保しつつ、策定したものです。

本基本計画（後期基本計画）は、本市が今後取り組むべき主要施策などを網羅的に定めたものであり、総合戦略で取り組む人口減少対策や地方創生の具体的な施策・取組みを内包しています。



【後期基本計画と総合戦略の体系】

(矢印は主に連動する目標)



第3章 計画期間

本基本計画（後期基本計画）は、平成28年度から平成32年度までの5ヶ年です。

